

(作成日：平成 25 年 10 月 17 日)
(最終更新日：令和 7 年 10 月 10 日)

中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱

1. 目的

この要綱は、中華人民共和国（香港及びマカオを除く。本要綱において「中国」という。）向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条及び第 5 条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条及び第 18 条に基づく適合施設の認定並びに第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2. 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中国向け輸出水産食品：日本から中国に輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びそれらの加工品
- (2) 加工施設（PP：Processing Plant）：中国向け輸出水産食品を加工（エラ、内臓等の除去、包装、冷却、冷凍、加熱、脱水、燻製、油炒め、缶詰、塩漬等をいう。以下同じ。）を行う施設、中国向け輸出水産食品を加工及び保管する施設又は中国政府に登録された他の加工施設若しくは船舶で加工された中国向け輸出水産食品の保管を行う施設
- (3) 保管施設（CS：Cold Store）：中国政府に登録された日本国内の加工施設若しくは日本国籍の船舶で加工が行われた中国向け輸出水産食品又は中国政府に登録された海外の加工施設若しくは外国籍の船舶で加工が行われ輸入された中国向け輸出水産食品（本要綱において「輸入品」という。）の保管のみを行う施設
- (4) 認定施設：中国向け輸出水産食品を最終加工する加工施設（本要綱において「最終加工施設」という。）又は最終保管する保管施設（本要綱において「最終保管施設」という。）であって、本要綱に基づき認定された施設
- (5) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人

- (6) 輸出者：認定施設の中国向け輸出水産食品を輸出する者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (7) 品質確認者：輸出者が中国向け輸出水産食品の官能検査を実施するために選任した者
- (8) ロット：生産・加工・保管の全ての段階において同一の衛生条件の管理下で生産された同一食品であることを輸出者が保証できる単位
- (9) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (10) 地方厚生局：厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課
- (11) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局
- (12) 衛生証明書発行機関：最終加工施設又は最終保管施設を管轄する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、衛生証明書を発行する機関
- (13) 都道府県等の試験検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 29 条に規定する都道府県等の食品衛生検査施設
- (14) 登録検査機関：法第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関

3. 中国向け輸出水産食品及びこれを取り扱う施設の要件

- (1) 中国向け輸出水産食品の原料は、中国政府が公表する対中輸出可能な魚種のリストに掲載されていること。
- (2) 中国向け輸出水産食品を取り扱う施設は、別添 1－1、別添 1－2 及びその他中国政府が定める衛生要件（本要綱において「衛生要件」という。）に適合していること。なお、最終加工施設においては使用する原材料等も含めた衛生要件の適合性、最終保管施設においては認定施設において適正に加工等が行われた中国向け輸出水産食品であることをそれぞれ確認する必要があること。

4. 施設を認定する機関

施設を認定する機関（本要綱において「施設認定機関」という。）は、最終加工施設又は最終保管施設を管轄する都道府県等衛生部局とするが、施設認定機関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域にあつては、当該地域を管轄する地方厚生局において認定することとする。

5. 都道府県等衛生部局が施設の認定事務を行う場合の登録手続

- (1) 施設認定機関の名称及び所在地を別紙様式 11 により、食品監視安全課長宛てに申請すること。

- (2) 食品監視安全課は、施設認定機関の名称及び所在地を受理した後、施設認定機関名及び所在地を農林水産省のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

- (3) 施設認定機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに別紙様式 12 により、食品監視安全課長宛てに登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は申請内容の確認を行った後、5. (2) に準じて手続を行う。

6. 施設の認定等に係る手続

施設の認定及び申請事項の変更（以下「認定等」という。）は、以下の手続により行うものとする。なお、認定等については、中国政府における手続が必要であり、完了まで数か月を要する場合があるため、その旨を了承した上で申請を行うものとする。

(1) 認定申請

施設の認定を希望する者は、別紙様式 1-1 の施設認定申請書により、施設の所在する地域を管轄する施設認定機関宛てに関係書類を添付し、必要な手数料とともに、申請すること。なお、申請は本要綱の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人が行うこと。

(2) 施設の認定要件の書類審査及び現地調査

ア. 施設認定機関は、認定申請を受理した後、書類審査を行った上で、施設の現地調査を行うこと。

イ. 施設認定機関が行う書類審査及び施設の現地調査については、別添 2 により実施すること。

(3) 認定

施設認定機関は、書類審査及び現地調査結果に問題がないと判断した場合は、別添 2 並びに認定番号を付与した別紙様式 14-1 及び別紙様式 14-2 の施設認定書を申請者宛てに通知すること。また、食品監視安全課に、別紙様式 13 及び関係書類を提出すること。

なお、関係書類のうち別添 2 の項目 13 には、施設の代表者の署名及び押印（別紙様式 1-2 の別紙と同じもの。）並びに輸出水産食品検査担当官の署名及び施設認定機関の印章を押印すること。

(4) 認定施設の登録及び公表

ア. 認定施設責任者は、施設認定書（和文及び英文）を受理後、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウの「輸入食品海外生産企業登録管理システム」（以下「シングルウィンドウ」という。）を利用し登録手続を行うこと。当該手続については、別添 3-1 によること。

イ. 食品監視安全課は、アで申請が提出された施設について、中国政府に登

録を要請する。要請を行った施設については、当該施設の名称等を農林水産省のホームページ上で公表する。

ウ．中国政府による登録内容の審査の結果、問題ないとされた施設については、中国の登録番号（在华注册编号（CHINA REG.NO）。以下「登録番号」という。）が付与されるとともに、シングルウィンドウに掲載され登録手続が完了となる。なお、シングルウィンドウの登録の有効期間は登録手続が完了した日から起算して5年間である。

エ．食品監視安全課は、登録手続が完了した施設について、当該認定施設の名称、認定番号等を認定施設リストに記載して農林水産省のホームページ上で公表するとともに、施設認定機関及び衛生証明書発行機関に認定施設リストを更新した旨を連絡する。施設認定機関は、当該施設を管轄する衛生証明書発行機関宛てに申請書類一式の写しを提供すること。

なお、登録手続が完了した認定施設は、シングルウィンドウにおける公表日以降に製造、加工された中国向け輸出水産食品を輸出することができる。

（５）認定施設の変更申請

ア．認定施設責任者は、6．（１）の申請事項について、別添３－１の別表に示すシングルウィンドウへの登録事項を変更しようとする場合は、一部の事項を除き、その都度、別紙様式２により関係書類を添付して、施設を管轄する施設認定機関宛てに申請すること。施設認定機関は、書類審査及び必要に応じて現地調査を、6．（２）に準じて行い、問題がないと判断した場合には、別添２並びに別紙様式 15-1 及び別紙様式 15-2 の変更承認書に別紙様式 15-3 を添付し、申請者宛てに通知すること。なお、別添２の項目 13 には、施設の代表者の署名及び押印（別紙様式 1－２の別紙と同じもの。）並びに輸出水産食品検査担当官の署名及び施設認定機関の印章を押印すること。

イ．認定施設責任者は、アに掲げるもの以外の変更をしようとする場合には、変更の内容について、関係書類を添付して、当該施設を管轄する施設認定機関宛てに報告すること。報告を受けた施設認定機関は、変更内容を当該施設を管轄する衛生証明書発行機関に連絡すること。

ウ．施設認定機関は、アに基づく変更の申請があった場合には、食品監視安全課に別紙様式 13 及び関係書類を提出すること。

エ．認定施設責任者は、変更承認書（和文及び英文）を受理した後、別添３－１によりシングルウィンドウで変更手続を行うこと。

オ．食品監視安全課は、エで変更申請が提出された施設について、中国政府に登録内容の変更を要請する。

カ．中国での登録完了後の手続については、6．（4）エに準じて行う。

（6）認定の廃止申請

認定施設責任者は、施設認定の廃止をしようとする場合は、別紙様式3により施設認定機関に廃止の申請をすること。施設認定機関は、廃止の申請があったときは、食品監視安全課に別紙様式13及び関係書類を提出すること。

食品監視安全課は、農林水産省のホームページ上の認定施設リストから削除し、中国政府に報告するとともに、施設認定機関及び都道府県等衛生部局に連絡する。

（7）認定施設の定期的な確認

衛生証明書発行機関は、衛生証明書発行実績（輸出重量等）等を考慮し、必要に応じて管内の認定施設に対し、衛生要件を満たしていること等について、別添2（項目13．を除く。）により確認を実施し、確認結果を当該施設に通知すること。また、その結果を施設認定機関宛てに報告すること。なお、確認が拒否された場合には認定を取消すため、その旨を食品監視安全課に報告すること。

また、衛生証明書を発行しない都道府県等衛生部局は、管内の施設が認定施設である場合には、監視指導の際に、中国の衛生要件に適合していないことを確認した場合にあっては、当該施設を管轄する地方厚生局宛て連絡すること。

地方厚生局が監視を実施する場合には、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ることとし、都道府県等衛生部局から得た情報において、認定施設が衛生要件を遵守していることが確認できた場合には、監視を省略することができること。

中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、認定施設等の査察に関する要請があった場合等、食品監視安全課は必要に応じ、認定施設を管轄する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、輸出者及び当該施設の調査、指導等を行う。認定施設責任者は認定施設内における生産、加工、保管等について、輸出者は、中国向け輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

（8）認定施設の認定の取消し

衛生証明書発行機関は、6．（7）の結果、認定施設が中国の衛生要件に適合しないと判断した場合は、認定施設に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア．改善指導

イ．衛生証明書の発行停止

ウ．認定の取消し手続

衛生証明書発行機関は、上記イ又はウの措置を講じる必要があると判断した場合には、施設認定機関及び食品監視安全課にその旨連絡すること。

認定施設の取消しを行う場合、施設認定機関は食品監視安全課と協議を行うとともに、食品監視安全課は、農林水産省のホームページ上の認定施設リストから削除し、中国政府に報告するとともに、施設を管轄する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

(9) 認定施設の登録延長申請

ア．認定施設責任者は、シングルウィンドウ登録の延長を希望する場合には、登録の有効期間満了前に、別紙様式 16 により関係書類を添付して、施設を管轄する施設認定機関宛てに届け出るとともに、シングルウィンドウで登録延長の申請を行うこと。

なお、登録延長の申請において、シングルウィンドウの登録事項の変更を行うことはできないことに留意すること。

イ．施設認定機関は、登録延長の申請があったときは、食品監視安全課に当該施設の認定番号及び名称を報告すること。

ウ．食品監視安全課は、登録延長の申請が提出された施設について、中国政府に登録延長を要請すること。

エ．食品監視安全課は、中国政府による審査の結果、登録が延長された施設について、農林水産省のホームページの認定施設リストを更新するとともに、施設認定機関及び衛生証明書発行機関に認定施設リストを更新した旨を連絡すること。

7．衛生証明書発行機関

衛生証明書を発行する機関は、最終加工施設又は最終保管施設を管轄する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域にあっては、当該地域を管轄する地方厚生局において発行を行うこととする。

8．衛生証明書発行機関の登録手続

(1) 都道府県等衛生部局が衛生証明書を発行するに当たっては、衛生証明書の発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式 4 により、食品監視安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき 1 つとする。

(2) 食品監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録

を要請する。

また、食品監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を農林水産省のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

- (3) 衛生証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに別紙様式5により、食品監視安全課長宛てに登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、8.(2)に準じて手続を行う。

9. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取り扱う輸出可能な認定施設を管轄する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式6-1を提出し、必要な手数料とともに、衛生証明書の発行を申請すること。別紙様式6-1の記載に当たっては、別添3-2に示す事項に留意すること。

なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア. インボイスの写し。

イ. パッキング・リストの写し。

ウ. 船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し。

エ. 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関において、必要に応じ別途定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し。なお、同一の認定施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

オ. 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し

上記アからウまでについては、別紙様式6-1(1.製品の詳細)の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関宛てに別紙様式 6－2 により届け出ること。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、速やかに以下の要件の全てに適合しているかを審査すること。

ア．輸出予定製品は認定施設において最終加工及び最終保管されたものであり、その原料は中国政府が公表する対中輸出可能な魚種リストに掲載されているものであること。

イ．品質確認者が実施した官能検査の結果が、別添 6 に掲げる官能検査基準を満たしていること。

ウ．都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関の試験成績書の結果が 9．(1) エに基づく検査基準を満たしていること。

エ．関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。

オ．別紙様式 6－1（1．製品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

カ．別途通知する原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づく出荷制限の指示の対象である地域及び魚種に該当しないこと。

キ．別途通知する原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づく避難の指示の対象である地域で、避難指示が発出されている期間内に生産、加工等された水産物でないこと。

(3) 衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、9．(2) の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添 3－2 に示す事項に留意し、別紙様式 7 の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写し及び別紙様式 6－1 を 3 年間保存する。

輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式 9 により発行申請を取消するとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあっては、速やかに衛生証明書発行機関に返却すること。なお、衛生証明書の返却が確認されるまでの間、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな衛生証明書の発行を行わないものとする。

(4) 衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関又は食品監視安全課は、6．(7)、9．(1) 又は 9．(3) の内容が適正に実施されていないと判断した場合、輸出者に対

して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア．改善指導

イ．衛生証明書の発行停止

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止しようとする場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止する場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、農林水産省のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての衛生証明書発行機関に周知する。

(5) 衛生証明書発行実績の報告

衛生証明書発行機関は、前年度の衛生証明書発行件数等（輸出証明書発給システムを用いて発行され、または、輸出証明書発給システムに証明書情報が入力されたものを除く。）について、別紙様式 10 により、新年度の 4 月末日までに食品監視安全課宛てに報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

食品監視安全課は、当該報告を取りまとめ、認定施設を管轄する衛生証明書発行機関に、他の衛生証明書発行機関で発行され、当該認定施設が関係した衛生証明書発行件数等を提供する。

10. その他

(1) 衛生証明書発行申請の審査に係る調査

衛生証明書発行機関及び食品監視安全課は、本要綱に基づく衛生証明書発行申請の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、衛生証明書発行機関は、必要に応じ、官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

(2) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、必要に応じて互いに連携し、中国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、関係情報の共有や適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) 認定施設責任者による衛生証明書の発行申請について

輸出者が一切の申請手続を関係の認定施設責任者に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口（地方厚生局又は都道府県等衛生部局）に提出した場合には、当該認定施設責任者は申請者となることができること。

(4) 海外からの申請について

海外に在住する者が、本要綱の 6 又は 9 に係る申請を行う場合にあつては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口（地方厚

生局又は都道府県等衛生部局）に提出し、当該代理人が申請を行うこと。

（５）魚病に係る問題の対応について

輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県の水産部局等の指示に従うこと。